

青森県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関設置運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「依存症対策地域支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「国要綱等」という。）に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症（以下「依存症等」という。）患者などが適切な医療を受けられるようにするため、本県における依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及び依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）の設置等について定めるものである。

(実施主体等)

第2条 専門医療機関は、青森県知事（以下「知事」という。）が選定する。
2 治療拠点医療機関は、前項により選定された専門医療機関のうちから知事が選定する。

(申請手続)

第3条 専門医療機関及び治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、知事に対し、申請書（様式1）及び添付書類を提出しなければならない。
2 前項の申請書類は、青森県健康医療福祉部障がい福祉課において、受付を行う。

(選定基準)

第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準は、第1条の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」のとおりとする。
2 国が専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準を改正した場合には、知事は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを確認しなければならない。
3 前項の結果、改正後の選定基準を満たさない保険医療機関は、第9条に定める選定の解除の手続きを行わなければならない。

(審査)

第5条 知事は、選定に係る申請書類を審査した結果、前条第1項の選定基準を満たしている場合には、速やかに当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。ただし、治療拠点機関については、基準を満たしている場合に必ずしも選定されるものではない。

- 2 知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

(選定の通知)

第6条 知事は、前条による審査を経て保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合には、速やかに選定通知書（様式2）により選定したことを通知する。

(公表)

第7条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、青森県のホームページ上に掲載することによって公表する。

(選定基準の確認)

第8条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第4条の選定基準を満たしているかについて、適時、確認を行うことができる。

(選定の取り消し)

第9条 第6条による選定通知書の通知を受けた後、第4条の選定基準を満たさなくなった保険医療機関は、知事に対して速やかに辞退届（様式3）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査の上、速やかに解除通知書（様式4）を当該保険医療機関に交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない保険医療機関に関し、前条に基づく確認により、第4条の選定基準を満たしていないことが判明した場合には、知事は職権によって選定の解除を行うことができるものとする。
- 4 知事は、前項の規定により、職権で選定の解除を行った場合には、解除通知書（様式4）を当該保険医療機関に交付する。

(定期の報告等)

第10条 専門医療機関及び治療拠点機関は、診療実績等について、様式5及び様式6により、指定された期日までに知事に報告するものとする。

- 2 専門医療機関は、前項と別に、国又は依存症対策全国拠点機関並びに県又は県指定の依存症治療拠点機関等から求めがあった場合には、必要事項を報告しなければならない。
- 3 治療拠点機関は、国又は県等の求めに応じ、専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告しなければならない。
- 4 前項の報告に当たっては、県と連携を図るものとする。

(附則)

この要綱は平成30年5月25日から施行する。

この要綱は令和4年2月28日から施行する。

この要綱は令和8年7月7日から施行する。